

公的年金から特別徴収税額の計算方法（年金特徴継続者）

継続者	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
現行	前年度分の本徴収額 ÷ 3（前年2月と同じ額）			（年税額－仮徴収額） ÷ 3		
改正	（前年度分の年税額 ÷ 2） ÷ 3			（年税額－仮徴収額） ÷ 3		

参考：新規65歳到達者など年金特徴開始初年度の特別徴収税額の計算方法

新規	普通徴収			年金特徴		
	—	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1ずつ			年税額の6分の1ずつ		

【設例】65歳以上の夫婦世帯（夫の個人住民税、年税額6万円、所得割5万4千円500円、均等割5千500円、妻非課税）

年度		N-1	N	N+1	N+2	N+3		
		新規65歳 年特開始初年度	年特継続者	年特継続者	年特継続者	年特継続者	年特継続者	
年税額		60,000	60,000	36,000 <small>（医療控除の増等）</small>	60,000	60,000		
普通徴収	1期	15,000	—	—	—	—		
	2期	15,000	—	—	—	—		
	3期	—	—	—	—	—		
	4期	—	—	—	—	—		
	計	30,000	0	0	0	0		
		現行	現行	現行	現行	改正後	現行	改正後
年金特徴 仮徴収	4月		10,000	10,000	2,000	6,000	18,000	10,000
	6月		10,000	10,000	2,000	6,000	18,000	10,000
	8月		10,000	10,000	2,000	6,000	18,000	10,000
年金特徴 本徴収	10月	10,000	10,000	2,000	18,000	14,000	2,000	10,000
	12月	10,000	10,000	2,000	18,000	14,000	2,000	10,000
	翌年2月	10,000	10,000	2,000	18,000	14,000	2,000	10,000
年金特徴計		30,000	60,000	36,000	60,000	60,000	60,000	60,000

（補足）モデルケースのN+2、N+3年度の表中の仮徴収・本徴収の金額は、現行制度（左）と改正後（右）の比較となります。

- 現行制度では前年度2月と同じ額となるため、一度生じた不均衡が平準化しない。
- 改正後では、年税額が2年連続で同額の場合は、平準化となる。